

## 第19 換気設備等

### 1 共通事項

換気設備、排出設備の設置基準は、第18-1表によるほか次によること。(ろ)

- (1) 換気ダクト及び排出ダクトは不燃材料で造られたものであること。
- (2) 壁、床、天井又は屋根を耐火構造としなければならない部分に給気口及び換気口を設ける場合又は換気ダクトを貫通させる場合には、当該部分に温度ヒューズ付の防火ダンパーを設けること。なお、防火ダンパーを壁等の貫通部に設けられない場合にあつては、当該貫通部にできるだけ近い位置に設けること。
- (3) 換気口及び給気口には、細目の銅網等による引火防止装置を設けること。(引火防止網 40 メッシュ)

### 2 換気設備

- (1) 換気設備とは、室内の空気を有効に置換するとともに、室温を上昇させないためのものであり、給気口と換気口を備えたものをいい、次のように区分される。
  - ア 自然換気設備とは、給気口と換気口により構成されたものをいう。
  - イ 強制換気設備とは、給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されたものをいう。
  - ウ 自動強制換気設備とは、給気口と自動強制排風機により構成されたものをいう。
- (2) 次の3により可燃性蒸気等排出設備を設置した場合で、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合には、換気設備を省略することができるものであること。

### 3 可燃性蒸気等排出設備

- (1) 可燃性蒸気等排出設備とは、自動強制排風機又は回転式ベンチレーター等により、強制的に可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備をいうものであり、次のように区分される。
  - ア 強制排出設備とは、回転式又は固定式ベンチレーター、排出ダクト、フード等により構成されたものをいう。
  - イ 自動強制排出設備とは、自動強制排風機、排出ダクト、フード等により構成されたものをいう。
- (2) 可燃性蒸気等排出設備の能力に応じた給気口を設けること。  
なお、当該給気口は、室内の空気を有効に置換できる位置に設けること。
- (3) 可燃性蒸気等排出設備の排出ダクトは専用とすること。
- (4) 排出ダクトの下端は、貯留設備の上部とすること。ただし、危険物を大気にさらず状態で取り扱う設備にあつては、当該設備から放出される可燃性の蒸気又は微粉を有効に排出できるように設けること。
- (5) ポンプ室に設ける自動強制排出設備は、ポンプ設備に通電中これに連動して作動するものとする。

太田市消防本部危険物審査基準

〔第 18-1 表 換気設備・排出設備の設置基準等〕 (ろ)

施設	設備の別	基準	種類	換気口又は排出口の位置
製造所及び 一般取扱所	換気設備	すべて	自然、強制又は 自動強制換気設 備	換気が十分にできる位置
	排出設備	引火点 40 度未満の危 険物又は引火点以上の 温度状態にある危険物 を大気にさらす状態で 貯蔵し、又は取り扱う 建築物（当該危険物を 貯蔵し、又は取り扱う 部分が壁によって区画 されている場合にあつ ては、当該区画された 部分）	自動強制排出設 備	軒高以上又は地上高 4 メートル以上
屋内貯蔵所、屋 内タンク貯蔵所 及び簡易タンク 貯蔵所	換気設備	すべて	自然、強制又は 自動強制換気設 備	換気が十分にできる位置
	排出設備	引火点が 70 度未満の 危険物を貯蔵し、又は 取り扱う建築物	自動強制排出設 備又は強制排出 設備（引火点が 40 度以上の危 険物）	地上高 4 メートル以上（平屋 建は屋根上）
屋外タンク貯蔵 所、屋内タンク 貯蔵所及び地下 タンク貯蔵所の ポンプ室	換気設備	すべて	自然、強制又は 自動強制換気設 備	換気が十分にできる位置
	排出設備	引火点 40 度未満の危 険物を取り扱うポンプ 室	自動強制排出設 備	地上高 4 メートル以上（平屋 建は屋根上）
	換気設備	すべて	自然、強制又は 自動強制換気設 備	換気が十分にできる位置

太田市消防本部危険物審査基準

<p>給油取扱所のポンプ室等</p>	<p>排出設備</p>	<p>引火点 40 度未満の危険物を取り扱うポンプ室、自動車等の整備室（ピットを有するもの）</p>	<p>自動強制排出設備</p>	<p>軒高以上又は地上高 4メートル以上</p>
<p>販売取扱所</p>	<p>排出設備</p>	<p>引火点が 40 度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う配合室</p>	<p>自動強制排出設備</p>	<p>地上高 4メートル以上（平屋建は屋根上）</p>